

## 巻頭第1特集



## 絶対トクする節税最新トピックス

P.06

- 2021年に改正された最新税制をチェック!
- 企業が申請するなら「雇用調整助成金」  
個人で申請するなら「休業支援金」
- 電子帳簿に変えるだけで10万円控除!
- 退職金の適正化で負担増!
- 子育て支援の助成金は非課税に!
- エコカー減税延長 & 対象車を変更!
- 家族に住宅を贈与すると1500万円までなら非課税!

## 巻頭第2特集



## Q&amp;Aで基本からわかるはじめての節税ガイド

P.12

- Q.1 そもそも節税って何?
- Q.2 サラリーマンでも節税ってできる?
- Q.3 コロナが大変でそもそも所得がない!
- Q.4 ○○税って多すぎない?
- Q.5 「経費で落ちる」って何?
- Q.6 社会保険料って安くならないの?
- Q.7 確定申告って何?
- Q.8 申告ってオンラインでできるの?
- Q.9 確定申告ってどう書くの?

## PART1



## 今すぐやりたい7大節税術

P.19

- 001 最大400万円以上の節税も! 家をローンで買うのが最大の節税!
- 002 オイシイ非課税制度のiDeCoなら掛金が全額所得控除に!
- 003 つみたてNISAなら20年間ずっと投資で出た利益の税金ゼロ!
- 004 ふるさと納税で寄付したぶん節税できてお礼品も貰える!
- 005 年末調整で申請するだけで支払った保険料で節税できる!
- 006 風邪薬も歯医者への通院も対象! 医療費がかさむと税金が減る!
- 007 亡くなる4年以上前の子や孫への贈与は毎年110万円まで税金ナシ

## PART2



## コロナ禍の節税ワザ&amp;もらえる給付金

P.31

- 008 コロナで被害を受けた個人事業主を救済! コロナ禍の助成金をまとめてチェック!
- 009 企業から給料がない場合個人で申請する休業支援金・給付金
- 010 会社でテレワークの環境を整えると補助金がもらえる
- 011 個人事業主も要請に従えば休業補償を受けられる!
- 012 業務以外でコロナに罹ると傷病手当がもらえる可能性大!
- 013 コロナで収入が減ったら保険料が最大全額減免!
- 014 失業給付金の日数を延長するには会社都合で!
- 015 失業中にしかももらえない手当金を完全活用!
- 016 泣き寝入りせず未払いの賃金を取り戻す!
- 017 全額合わせて約200万円ももらえる児童手当!
- 018 子どもがいる家庭ならチェックしてほしい医療費助成制度!
- 019 出産手当は健康保険から3分の2をゲット!
- 020 受験生がいる家庭は塾費用を無利子で借りられる!?
- 021 チャイルドシートは自治体の支援でお安く利用できる!
- 022 省エネ給湯器の設備費用も実は自治体が負担してくれる
- 023 育児休業中の給付金は最長2歳まで受給可能!
- 024 給料の3分の2が受け取れる介護給付金!
- 025 リフォームをして長く住むなら給付金がもらえる
- 026 生ごみ処理機に補助金がもらえる自治体がある!

## PART3



## サラリーマンの節税ワザ

P.39

- 027 会社員でも税金対策しないもったいない! 節税すれば手取りは増やせる!
- 028 4~6月は残業しない方が手取りが増える
- 029 レジャー費用も福利厚生費として経費扱いにできる
- 030 従業員半分以上が出席すれば社員旅行も経費になる
- 031 社員のセミナー参加や英会話講習も経費扱い可能!
- 032 家賃を会社に払ってもらい手取りを増やす秘技
- 033 空き巣被害は雑損控除で税金が安くなる
- 034 会社の支給で夜食をタダにする方法
- 035 「なんとなくこれくらい」では損している可能性も 給与明細の正しい見方
- 036 家族構成が多いと手取り額が多くなる!
- 037 会社の近くに住むと社会保険料が安くなる!
- 038 レシートを紛失しても概算を示せば経費扱いになる
- 039 固定残業制でも残業をすれば手当を請求できる
- 040 高度プロフェッショナル制度は断ることができる
- 041 同じ労働なら正規雇用者と非正規雇用者は同じ賃金となる
- 042 産休・育休中の健康保険料・厚生年金保険料はタダ
- 043 副業で収入を得ている人は確定申告でお金が還ってくる!
- 044 本業以外の所得が年20万円以下の場合確定申告は不要
- 045 配偶者控除が配偶者特別控除を申請して節税
- 046 妻の収入の壁を回避すれば税負担が減る!
- 047 扶養控除を活用すれば税金が安くなる!
- 048 親を扶養控除の対象にするには年収158万円が鍵
- 049 地震保険で上限5万円の控除を受けられる
- 050 保険料前払いで毎年生命保険料控除を適用できる!
- 051 保険料が払えないときに使いたい2つの回避ワザ
- 052 退職金を一時払い保険にあてて返戻率を高める
- 053 住宅ローン減税は夫婦で受けることもできる!
- 054 支払う税金からそのまま引かれる税額控除をフル活用
- 055 夫婦名義で住宅ローンを組むときに使えるテクニック
- 056 仕事継続の意思次第で妻名義のローンは損得が変わる!
- 057 住宅の増改築でも住宅ローン減税は申請が可能!
- 058 新築住宅は固定資産税が半額になる!
- 059 不動産取得税が安くなるリミットを覚えておこう
- 060 自動車税を1年間タダにする方法
- 061 2019年10月以降の新車購入は自動車税が安い!
- 062 寄付をした場合は所得控除の申請ができる
- 063 退職月によって住民税の徴収方法は変わる
- 064 退職金は所得控除の適用を受けないと20%以上の損!
- 065 退職した翌年は必ず確定申告をして還付を受ける
- 066 前借退職金扱いにすれば貸付金となり非課税に!
- 067 退職金は受け取り方によって約100万円も差がつく!



## PART4 自営業者の節税ワザ

P.57

- 068 自営業者の節税は「いかにお金を使うか」が肝
- 069 福利厚生費を増やすことで会社の税金を賢く抑える!
- 070 飲み代も中小企業なら年間800万円まで経費にできる
- 071 飲食の経費は種類や金額によって費目が異なる
- 072 スポーツジムの会費も経費として計上できる
- 073 取引先や社内の祝儀や香典も経費になる
- 074 1人で入ったカフェ代も業務関連なら経費に
- 075 自宅を事業で使っているなら家賃も経費計上できる!
- 076 ボーナス代わりに車を買った場合の節税メリット
- 077 4年落ちの中古車を買えば1年目から100%経費になる
- 078 フリーランスなら小規模企業共済で年間84万円節税!
- 079 青色申告すれば毎年65万円の控除で節税が叶う!
- 080 年間240万円の利益を節税できる共済制度
- 081 払いすぎた税金は確定申告で戻ってくる!
- 082 会社設立日をツイタチ以外にすると初年度の法人税が安くなる
- 083 消費税の免除期間を最大限に活かす決算日の決め方
- 084 個人事業主2年、法人化2年で最長4年以上の免税ワザ

## PART5 医療費を減らすワザ

P.65

- 085 自己負担額が増えそうでも心配なし 払いすぎた医療費を取り戻す
- 086 実は医療費控除は10万円以下でも受けられる!
- 087 領収書なしで医療費控除を申請する方法
- 088 ビタミン剤や栄養ドリンクも対象品なら医療費!
- 089 スポーツジムも医師の指導なら医療費控除にあたる
- 090 助成制度を活用して子どもの医療費を無料にする
- 091 医薬品をよく買う人なら1万円以上の節税チャンス!
- 092 医師の紹介状で医療費が約3000円安くなる!
- 093 うつ病などの医療費は自立支援医療制度を使って負担を減らす
- 094 医療費のクレカ払いでポイントをゲットする!
- 095 高額介護サービス費の申請で自己負担額が月1万5千円以内に!
- 096 介護費と医療費の合算が基準額を超えたとお金が戻る
- 097 同居していても世帯分離で親の介護費を大幅節約!
- 098 介護による休業中でも給料の67%の給付金がもらえる!

## PART6 年金のお得ワザ

P.73

- 099 老後の生活の大切な基盤になる 年金は頼れる社会制度の一つ
- 100 ねんきん定期便でスピードチェック! 自分の年金額を確認する方法
- 101 50歳未満の人でも簡単な速算式で受給額がわかる!
- 102 ねんきんネットの活用で年金額や記録を簡単に確認!
- 103 年金は老齢だけでなく遺族や障害の場合も給付される
- 104 国民年金を多くもらえる知る人ぞ知るお得な隠れワザ!
- 105 国民年金保険料は2年前納すると最大1万5850円も割引に
- 106 遺族を支える遺族年金は会社員なら上乘せされる
- 107 受給の繰り下げで年金が最大1.8倍に増える
- 108 未納期間があっても受給額を満額に近づける奥の手!
- 109 障害年金を受けるなら会社員の期間に初診を受けておく
- 110 65歳以上で離職すると高年齢求職者給付金を年金と併給できる

## PART7 相続・贈与の節税ワザ

P.81

- 111 ウチは関係ない……とは言い切れない! 知っておきたい相続税のキホン
- 112 1500万円まで非課税になる教育資金の一括贈与
- 113 マイホーム購入資金援助の贈与が最大1500万円非課税
- 114 親や祖父母からの結婚や子育て資金も非課税になる!
- 115 自宅の評価額を2割に抑える小規模宅地等の特例を活用してみよう
- 116 事業用の宅地でも相続評価額を80%減額できる!
- 117 配偶者への不動産贈与は最大2000万円節税に
- 118 借金などのマイナス財産は相続放棄できる!
- 119 孫を養子にすることで相続税の控除額を増やせる
- 120 相続争いは自筆証書遺言の法務局保管で防止
- 121 親の家はマイホーム借上げ制度で維持費をカバーする
- 122 自分でエンディングノートを作れば100万円の節約!

## PART8 投資の節税ワザ

P.89

- 123 iDeCoとNISAの非課税制度で税金を簡単に安くできる!
- 124 会社員より自営業の方が節税額を増やせる!
- 125 iDeCoを運用する手数料は金融機関で差がある
- 126 会社員の申し込み用紙の書き方をチェック!
- 127 積み立て金の一括受け取りで税負担大幅減!
- 128 iDeCoの運用次第でどんどん資産を増やせる!
- 129 iDeCoでパート主婦(夫)は年間24万円収入増!
- 130 最長70歳まで10年間所得控除の期間が延長!
- 131 年末調整や確定申告で必ず税金は取り戻す!
- 132 つみたてNISAは手数料が安いネット証券一択
- 133 4つの商品をおさえてNISAの取引はバッチリ
- 134 繰越控除で損失を3年間繰り越して利益を非課税にする
- 135 会社にバレない投資利益は源泉ありの特定口座を選ぶ
- 136 専業主婦は確定申告での配偶者控除に注意
- 137 投資信託の場合は課税所得330万円が分かれ道
- 138 利益が出ていたり取引なしでも配当控除で税金が戻る
- 139 先物手数料や書籍代などを経費として差し引ける!
- 140 儲かっている年なら年末に損切りで節税

本書をお読みになる前に

本書に記載されている情報は特別な表記がない限り編集部調べによるものです。本書に掲載しているすべての情報は2021年8月中旬時点のものです。また一部で「定年前後のお金と暮らしてお得技ベストセレクション」(2019年3月発売)「相続・贈与がまるごとわかる本」(2019年8月発売)、「貯蓄完全ガイド」(2020年7月発売)、「MONOQLOお徳技大全2020」(2020年3月発売)の内容を再編集しており、当時の情報が含まれることがあります。本誌は節税および投資、年金受給による利益を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。